

令和3年4月6日

保護者の皆様

愛知県立豊橋聾学校長 栗名 廉

感染症予防に関わる出席停止について

本校では、別紙記載の感染症に罹患していると医師が診断した場合には、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止の措置を取らせていただきます。必ず医師の処置と指示に従い、許可が出てから登校させてください。登校時に下記の報告書を提出してください。

家族がインフルエンザにかかった場合、本人に症状がなければ登校できます。ただし、登校前の健康観察を確実に行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、報告書は保護者の方が記入してください。医療機関の押印は必要ありません。
※出席停止期間は欠席とはみなさず、「出席をしなくてもよい期間」として扱います。

----- きりとり -----

保護者からの報告書

令和 年 月 日

豊橋聾学校長殿

部 年 組 氏名

保護者氏名

<病名>

<出席停止期間> 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

医療機関名

<連絡先> () -

※連絡先は、病名や出席停止期間を確認することがありますので、必ず御記入ください。

----- きりとり -----

保護者からの報告書

令和 年 月 日

豊橋聾学校長殿

部 年 組 氏名

保護者氏名

<病名>

<出席停止期間> 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

医療機関名

<連絡先> () -

※連絡先は、病名や出席停止期間を確認することがありますので、必ず御記入ください。

学校において予防すべき感染症の種類

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原菌がベータコロナウイルス MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）
- 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※ 新型コロナウイルスに対応した教育活動の再開について文部科学省から指示が出ている期間は、発熱等の風邪症状がみられるときは、「出席停止」の扱いで、症状がなくなるまで自宅で休養をします。「保護者からの報告書」については個別に相談させていただきます。

出席停止の期間の基準

- 第一種 治癒するまで
- 第二種 下表のとおり。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

病 名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(ただし、幼稚部は解熱後3日)
百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水 痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結 核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	結核と同様

- 第三種 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

出席停止の際は、登校時に別紙の「保護者からの報告書」を提出してください。病名等については、御家庭で記入をお願いします。この用紙は一年間保管してください。なくなりましたら保健室までお申し出ください。